

令和7・8年度 四国森林管理局管内における緊急応急工事対象者の公募(再公募)

令和7年5月8日
四国森林管理局長

1. 趣旨

災害発生時の被害の拡大防止や二次災害の発生を防止する観点から、四国森林管理局管内国有林及び民有林直轄治山事業・地すべり防止事業施行地区において緊急的な応急工事（以下「緊急応急工事」という。）を実施する必要がある場合において緊急応急工事の対象者を公募するもの。

2. 公募対象者（要請対象者）

緊急応急工事の公募対象者は、四国森林管理局管内（以下「局管内」という。）における当該年度を含む一般競争参加資格有資格者に設定され、局管内において過去15年間の間に治山工事又は林道工事を実施した実績を有する者とし、申込書をもって緊急応急工事公募者名簿に登録された者（以下「要請対象者」という。）とする。

詳細については、4. 公募方法のとおり。

3. 緊急応急工事の内容

緊急応急工事の主な内容は、自然災害の発生後、二次災害の防止又は保全対象に対する支障を防止するために行う工事で、大型土のう積工、流出・崩壊した土砂の撤去、流木除去、施設の応急補強、林道等における仮復旧、または土石流安全対策工等の対策及びそれぞれの対策に係る仮設工事の全部又は一部を含む工事である。

4. 公募方法

下記の参加資格がある者が様式1「緊急応急工事公募申込書」及び参加資格確認資料を提出し、緊急応急工事公募者名簿に記載されたことをもって要請対象者となる。

なお、緊急応急工事公募者名簿は四国森林管理局ホームページに公表する。

(1) 参加資格

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）

第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令70条中、特別な理由がある場合に該当する。

イ 令和7・8年度の四国森林管理局における土木一式に係るA等級、B等級、C等級又はD等級（資格点数1,000点以上）等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始

の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再確認を受けた者を除く。）でないこと。

エ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：①治山事業の溪間工事又は山腹工事
②林道等の開設、災害復旧又は改良工事
③治山事業の地すべり防止工事

（集水井工、アンカー工、杭工、排水トンネル工等）

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定の評定点（以下「評定点」という。）が65点以上のものに限る。

オ 公募に参加しようとする者に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合、ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 親会社と子会社の関係にある場合

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、Bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

B 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他公募の適正さが阻害されると認められる場合

その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、四国森林管理局管内に所在すること。また、共同企業体として申込書及び確認資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が上記区域内であること。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営する建設業者又はこれに準ずるもの

として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ク 以下に定める届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。）

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

（2）公募の期間及び場所

ア 令和 7 年 5 月 8 日（木）9：00～令和 7 年 5 月 30 日（金）17:00 まで

イ 別紙様式 1「緊急応急工事公募申込書」及び参加資格確認資料を四国森林管理局計画保全部治山課に提出（郵送及び電子メール（合計ファイル容量が 7 M B まで）可）

ウ 電子メールによる提出資料のファイル形式は PDF 形式とする。

エ 提出場所 〒780-8528 高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号
四国森林管理局計画保全部治山課 治山技術専門官
電話：088-821-2150
Mail：shikoku_chisan@maff.go.jp

5. 参加資格の確認等

（1）確認資料等

本公募の参加希望者は、4.（1）に掲げる参加資格を有することを証明する次の確認資料を提出し、確認を受けなければならない。確認の結果は緊急応急工事公募者名簿で確認すること。

ア 同種工事の施工実績

4.（1）エに掲げる資格があることが判断できる同種工事の施工実績を別紙様式 2 に 1 件記載すること。

別紙様式 2 の添付資料として、①施行実績として記載した工事に係る契約書の写し（工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分）、②同種工事が確認できる資料の写し（仕様書、工事数量内訳書等で工種、数量が確認できる部分）を添付すること。ただし、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録されており、その登録内容から①及び②を確認できる場合は、資料の提出を省略できる。

なお、別紙様式 2 の施行実績に記載した同種工事が、平成 19 年 10 月 1 日以降完成、引渡しされた森林管理局長等の発注した工事の場合は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

必要書類が添付されていないものについては、参加できないので留意すること。

イ 経営の状況

本店、支店又は営業所の所在が確認できる資料（令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）に添付した「営業所一覧表」の写し等。）を添付すること。

また、支店又は営業所がある場合には、別紙様式2にその住所を記載すること。

ウ 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出（届出の義務がない者を除く）をしていることが確認できる総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。）の写し等を添付すること。

エ その他

4.（1）ア、ウ、オ、キの参加資格については、申込書に参加資格を満たしていることを制約の上、申込みすること。

（2）参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認められた理由について書面（様式は自由）により緊急応急工事公募者名簿を公表した次の日から行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く7日以内に説明を求めることができる。

6. 緊急応急工事相手方の選定方法

緊急応急工事の実施にあたっては、次の手順に従って相手方を決定する。

（1）緊急応急工事公募者名簿から、下記のア又はイの条件が、緊急応急工事予定箇所から直線距離にして最も近い者から順に要請を行ったうえで、対応可能な者（以下「選定候補者」という。）を1者選定する。

ア 本社、支店又は営業所の所在地

イ 四国森林管理局管内の森林管理署等の発注する治山工事・林道工事のうち実行中の工事箇所

（2）選定候補者に緊急応急工事対応依頼（電子メール）により、災害状況及び工事内容を明示して対応確認を行うので、電子メールにて回答すること。

（3）選定候補者が対応可能な場合は契約手続に移行し、選定候補者が対応不可の場合は次に（1）の距離が近い選定候補者を再度選定する。

（4）（2）において対応可能と回答した者は、回答時に配置予定の主任技術者又は監理技術者について、次に掲げる基準を満たしていることがわかる資料も併せて提出すること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び、工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間においては、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

ア 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ① 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者
- ② 1級若しくは2級建設機械施工技士の資格を有する者
- ③ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ④ 一般財団法人日本森林技術協会の認定する林業技士（森林土木）の資格を有する者

イ 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事の施工管理区域が同一市町村又は隣接市町村の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項が適用できるものとする。

なお、この場合において、主任技術者が管理することができる工事の数に、緊急応急工事については含めないものとする。ただし、監理技術者には適用しない。

ウ 監理技術者が必要になる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ① 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者にあつては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）として次に掲げる基準のいずれかを満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合、2現場を限度として兼務できることとする。

① 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、監理技術者の行うべき職務に係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、次のa又はbに該当する者

- a 一級の第一次検定のうち当該建設工事の種類に応じた検定種目に合格した者（土木一式工事の場合は、一級建設機械施工管理技士補又は一級土木施工管理技士補）
- b 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者

- ② 国土交通大臣が①に掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者
監理技術者補佐の選任に当たっては、建設業法第 26 条第 5 項に規定される監理技術者資格者証の交付を受けている者及び監理技術者講習を受講した者であることは要しない。

オ 公募に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（選定候補者選定日以前において 1 日以上）があること。

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する本店、支店又は営業所の専任技術者として登録されている者でないこと。

7. 契約手続

緊急応急工事は、選定候補者の中から対応可能との回答を得た選定候補者を配置予定技術者の確認後、契約予定相手方として見積もり合わせを行い契約する。この場合、国有林野事業工事請負契約約款に基づく契約とする。

なお、緊急応急工事公募者名簿に記載された者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合等、見積もり合わせ時に参加資格を失効していた場合は契約締結しないこととする。

8. 緊急応急工事公募者名簿の有効期間

登録された緊急応急工事公募者名簿の有効期間は、令和 8 年度末とする。ただし、事情により緊急応急工事公募者名簿から削除を必要とする場合は随時受け付けるものとする。

9. 総合評価落札方式の評価加点措置

8. に掲げる期間において、「四国森林管理局管内の緊急応急工事公募者名簿に登録された場合」又は「四国森林管理局管内の森林管理署等において緊急応急工事を実施した場合」、総合評価落札方式における「企業に関する事項」のうち「地域貢献度」における加点の対象とする。